Ⅲ－１－４－３　別紙様式１（不適正事案報告書）

不　適　正　事　案　の　概　要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日現在 | 第　　報 |  | 当初報告日（第１報） | 年　　月　　日 |

（最終報告は「最終報」と記述すること。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 都道府県名 |  |  | 組合名 | 森林組合 |

|  |  |
| --- | --- |
| 発生部署名 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 不適正事案の内容の事業区分  森林整備・林産・販売・その他 |  |  | 報告書作成者の所属・氏名 | （所属） |
| （氏名） |

１．当事者について

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  |  | 性別 |  |  | 年齢 |  |  | 在職期間 | 年　　月 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | （管理職・一般職・臨時・派遣職等を記入する。） |  | 役職名 |  |

２．不適正事案の概要

|  |  |
| --- | --- |
| ①不適正事案の種類 | （業務上横領・詐欺・背任・現金紛失・補助金適正化法などに違反する行為等を記入する。） |
| ②発覚の端緒 | （本不適正事案発覚の端緒となった出来事を記入する。） |
| ③当事者の動機 | （当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。） |
| ④手口 | （不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。） |
| ⑤不適正事案が防げなかった管理上の問題点 | （未然に防げなかった組合の問題点を記入する。） |

３．発生から報告までの経過

|  |  |
| --- | --- |
| 不適正事案の発覚年月日 | 年　　月　　日 |
| 不適正事案の行われた時期 | 年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |
| 不適正事案の行われた期間 | 年　　ケ月 |

|  |  |
| --- | --- |
| 不適正事案の調査・解明部署名 |  |

○調査・解明部署が行った調査結果を添付する。

|  |  |
| --- | --- |
| （未設置等の理由） | (不適正事案の調査・解明を行うに当たって、事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不適正事案の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合はその理由を記入する。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 理事会への報告年月日 | 年　　月　　日 |

○理事会提出資料及び議事録（妙本）を添付する。

|  |  |
| --- | --- |
| 行政庁への報告年月日 | 年　　月　　日 |
| （報告遅延理由） | (行政庁への報告が不適正事案が発覚した日から１ヶ月超えている場合は報告遅延理由を記入する。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 警察への連絡年月日 | ○○署へ　 年 　月 　日に連絡（又は被害報告を提出） |
| (警察へ連絡していない場合の理由) | (本不適正事案について警察に連絡（又は被害届を提出）していない場合はその理由を記入する。) |

|  |  |
| --- | --- |
| 新聞等報道の有無 | 有　・　無 |

○新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

|  |  |
| --- | --- |
| 組合員への説明の有無 | 有　・　無 |

○組合員への説明を行った場合は、組合員に配付した資料を添付する。

４．内部監査の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該不適正事案発生部署に対する内部監査の実施日（直近３カ年） | | 年　　月　　日 | 通告・無通告 |
| 年　　月　　日 | 通告・無通告 |
| 年　　月　　日 | 通告・無通告 |
| （内部監査未実施の理由） | (直近３カ年で当該不適正事案発生部署に対し内部監査を実施していない場合はその理由を記入する。) | | |

５．被害状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被害額（Ａ） | 補填額又は補填見込額 | | 実被害額（Ｃ）  (Ａ)－(Ｂ) | 実被害額の処理方法 |
|  | 当事者 |  |  | (補填後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。) |
| 親 |  |
| 親族 |  |
| 保証人 |  |
| ○○保険 |  |
| 役員 |  |
| 職員 |  |
| その他 |  |
| 合計（Ｂ） |  |

６．当事者への処分等

①当事者への処分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果 | | |
|  | 懲戒の種類  （処分理由） | (該当する根拠規定も記入する。) |
| (当事者が刑法に触れる行為（詐欺・横領・背任・窃盗等）を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合はその理由を記入する。) |

○就業規則（懲戒部分の抜枠で可）及び懲戒委員会の議事録を添付する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組合長が決定した処分 | | |
|  | 処分年月日 | 年　　月　　日 |
| 懲戒の種類 | (該当する根拠規定も記入する。) |
| （処分理由） | (懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為（詐欺・横領・背任・窃盗等）を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合はその理由を記入する。) |
| 退職金の支払い状況 | (全額支給・○○％カット・全額不支給のいずれかを記入する。) |
| (当事者が刑法に触れる行為（詐欺・横領・背任・窃盗等）を行っている  にもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合はその理由を記入する。) |

②役員及び関係者の処分（管理監督者責任）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏名 | 処分内容 |
|  |  |  |

③告訴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 告訴の有無 | 有　・　無 | 告訴年月日 | 年　　月　　日 |
| (当事者が刑法に触れる行為（詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴し  ない場合はその理由を記入する。） | | | |

７．再発防止策等

|  |  |
| --- | --- |
| コンプライアンスマニュアル策定の有無 | 有　・　無 |
| コンプライアンスプログラムの策定の有無 | 有　・　無 |
| コンプライアンスプログラムの更新の有無 | 有　・　無 |
| 不適正事案対応・防止マニュアル策定の有無 | 有　・　無 |
| 講じた再発防止策等 | | |
| (被害者(契約者)への対応状況、類似案件調査の実施状況及び発生原因を踏まえて直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。) | | |
| 講じる再発防止策 | | |
| (発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。) | | |
| 上記再発防止策の履行状況を確認するための手段 | | |
| (上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェックを行う体制の整備等)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。) | | |

８．都道府県における対応状況

|  |
| --- |
| 不適正事案発生時の対応 |
| (不適正事案が発生した時に都道府県が当該組合に対し、対応した内容について記入する。) |
| これからの対応予定 |
| (都道府県が今後予定する対応について記入する。) |

○都道府県が林野庁経営課に報告する際、記入する。

注１：第１報は、不適正事案の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告（電話やメール等での報告も可）し、第２報として、速やかに、先に報告した内容に加え、不適正事案の概要、直ちに講じた措置(理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等)、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因（調査・解明部署が行った調査結果を含む。）、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については、確定次第速やかに報告すること。なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注２：連合会については、「組合」を「連合会」に「森林組合」を「森林組合連合会」に組合員を「会員」に「組合長」を「代表理事会長」に置き換えること。

注３：第２報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（抄）

Ⅲ－１－４ 不適正事案の対応

Ⅲ－１－４－３ 監督手法・対応

（１）行政庁への報告

森林組合等において不適正事案が発生した場合は、森林組合等は速やかに行政庁（森林組合は都道府県知事、連合会は都道府県知事及び農林水産大臣）に報告するものとし、都道府県担当部局が当該報告を受けた場合又は不適正事案の発生について情報を入手した場合は、都道府県担当部局は、速やかに経営課あてに報告するものとする（報告様式は、別紙様式１「不適正事案報告書」によるものとし、森林組合等に作成を求め、必要に応じ聞き取りを実施する。）。

また、補助金適正化法や労働基準関係法令その他法令に違反する行為により、森林組合等が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けることが見込まれる場合又は受けた場合は、必要に応じ、都道府県担当部局は森林組合等から報告を求め、速やかに経営課あてに報告するものとする。

なお、生産森林組合において、不適正事案が発生した場合は、都道府県担当部局は、当該組合に対し報告を求め、速やかに経営課あてに報告するものとする。

（２）報告の内容等

森林組合等における不適正事案の報告は、不適正事案の概要、発生部署、当事者、発生期間、実損見込額、発覚の端緒、事後措置、処分の内容等を求めることとする（様式については、別紙様式１「不適正事案報告書」を参照。）。

なお、一部事項について未確定のものがある場合であっても、業務の適切な運営や財務の健全性に支障を来すおそれのある場合には、行政庁は森林組合等に対し、不適正事案の発覚後速やかに報告が行われるよう指導する。

（３）森林組合等に対する措置

不適正事案が発生した森林組合等に対する措置については、以下のとおりとする。

①　補助金適正化法や労働基準関係法令などに違反する行為により、森林組合等が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けることが見込まれる場合又は受けた場合には、法第110条第１項に基づき、当該事案が発生した原因、当該事案に係る責任の所在や法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告させる。

②　不適正事案の報告を受けた際は、以下のア～ウの要因について確認を行う。

ア　事案の重大性・悪質性

事案の重大性・悪質性について、以下の要素を斟酌して判断するものとする。

ただし、以下の点に準じる場合や他に考慮すべき事項がある場合があることに留意することとする。

ａ　公益侵害の程度

例えば、組合員に対して優越的地位を濫用して公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか。

ｂ　利用者被害の程度

(a)広範囲にわたって多数の被害者が被害を受けたか。

(b)個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

ｃ　行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、何ら対抗措置を講じることなく、漫然と同様の行為を続けていないか。

ｄ　行為が行われた期間や反復性

(a)不適正事案が行われた期間や発覚するまでの期間が長期にわたっていないか。

「長期」の判断は、期間中の内部監査の実施の有無、管理者のチェック機会の頻度等を勘案し、個別に判断することとするが、おおむね１年以上の場合は、原則として「長期」として認識する。

(b)不適正事案に係る累計事故金額が多額であるか。

この場合の事故金額は、森林組合等の損失額ではなく、不適正事案に係る対象の金額の累計で判断する。なお、当該事案を行ったことにより、森林組合等として指名停止（注）等の措置を受けた場合には、このことにより被る被害額についても考慮する。

「多額」の判断は、森林組合等の規模、自己資本額等に応じて、個別に判断することとするが、累計事故金額がおおむね３千万円以上の場合は原則として「多額」と認識する。なお、直近事業年度末の自己資本の額（組合員資本の額）が10億円未満の森林組合等においては、その額のおおむね３％に相当する額以上の場合は、原則として「多額」と認識する。

（注）「指名停止」とは、有資格者が発注者の定める措置要件に該当するとき、発注者が期間を定め、当該有資格者について指名停止を行う措置をいう。

(c)過去に、当該森林組合等において不適正事案が発生し、再発防止策を講じるとしながら、同種の不適正事案がおおむね３年以内に繰り返し発生していないか。

「同種」の判断は、全く同一の手口によるものに限らず、行為の形態に着目して判断する。また、部門が違う場合でも、行為の形態が類似していれば「同種」と判断する。

ｅ　故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたものか、過失によるものか。

ｆ　組織性の有無

(a)不適正事案が現場の担当者個人の判断で行われたものか、管理者も関わっていなかったか。更に経営陣の関与はあったのか。

(b)当事者が単独で不適正事案を起こした場合ではなく複数の者が同時期にそれぞれ不適正事案を起こしていたり、不適正事案が複数の当事者により共謀して行われていないか。

(c)不適正事案の当事者が森林組合等の役員、管理者である場合や森林組合等の役員、管理者の指示を受けて不適正事案が行われていた場合など森林組合等の役員、管理者が関与していないか。

(d)子会社における不適正事案について、森林組合等が関与していないか。

ｇ　隠蔽の有無

(a)問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

(b)不適正事案と認識した後、役員、管理者が把握していたにもかかわらず、隠蔽していたか。

(c)不適正事案の発生部署において不適正事案と認識した後、本来行われるべき内部報告が行われなかった結果、森林組合等としての対応が行われていない場合は、隠蔽があると判断する。

(d)報告、調査等の過程で虚偽の報告を行った場合も、（a）、（b）と同様に隠蔽があると判断する。

ｈ　反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

イ　行為の背景となった法令等遵守態勢の適切性

例えば、Ⅲ－１－３－２に掲げる主な着眼点にある法令等遵守態勢が整備されていない、又は有効に機能していないなど、不適正事案の背景となった森林組合等の法令等遵守態勢に問題があるか。

ウ　森林組合等の行為の法令等違反の有無

例えば、森林組合等が要領等を定めた上で行った行為が違法である場合など、法令等に森林組合等の行為が違反しないか。

③　②ア～ウの要因については、ヒアリングや必要な資料の提出を求めることにより、その事実関係について確認を行い、具体的には次の対応をとるものとする。

ア　②アの事案の重大性・悪質性に問題があるおそれがある場合、②イの法令等遵守態勢に問題があるおそれがある場合又は②ウの法令等に森林組合等の行為が違反するおそれがある場合においては、必要に応じて、法第110条第１項に基づき、当該事案に関する事実関係や事実認識、当該事案の背景や原因及び法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告を命ずる。

イ　②ア～ウについて問題となるおそれがない場合においては、当該報告を最終報まで受理し、再発防止策等の徹底を指導する。

ウ　なお、森林組合等が補助金適正化法等の法令に違反し、組織的な関与が明らかな場合、当該森林組合等への補助金等の交付に当たっては、法令遵守態勢の確立や内部けん制体制の整備など再発防止に向けた取組が確実に行われるまでの間、十分留意することとする。

④　①又は③アの場合において、次に例示する場合のように、事案の重大性・悪質性等法令等遵守態勢の問題が極めて高い場合には、法第113条第１項に基づく必要措置命令を発出する。

ア　例えば補助金適正化法や労働基準関連法令に違反する場合など、不適正事案の内容が系統組織全体への信頼を著しく損なうものである場合

イ　報告徴収命令や処分に基づき提出された再発防止策が有効に機能していない場合

ウ　森林組合等の責任追及、改善取組姿勢に問題があり、命令により再発防止策等の実施を担保する必要がある場合

例えば、不適正事案と認識した後、直ちに行うべき事実関係・発生原因の調査、組合員への説明、再発防止策の策定・実践等を怠っている場合、迅速に行政庁への報告を行わない、行政庁の調査・指導に対して協力的でない場合、報告、調査等の過程で虚偽の報告や検査の忌避を行った場合には、森林組合等の取組姿勢に問題があると判断する。

上記以外の場合には、①又は③アによる報告徴収命令により報告された再発防止策等について、フォローアップを行う。

⑤　④により行う必要措置命令の内容には、例えば以下の項目が考えられる。さらに、事案に応じて必要な事項を加えることで、不適正事案の再発防止のための具体的な改善措置及び達成期限、達成までの一定期間ごとに取るべき事項を可能な限り定量的に明示した行程表を明らかにさせて取り組ませることとする。

なお、子会社を有する森林組合等については、必要に応じて、子会社に対する措置を含めることとする。

ア　不適正事案の発生から現在に至るまでの経営の責任の所在の明確化

イ　森林組合等全体としての法令等遵守態勢の確立（全部署における内部けん制体制の機能の確保を含む。）

ウ　内部監査体制の整備、実効性の確保

エ　ア～ウを内容とする再発防止策の策定及び実践

オ　再発防止策の進捗・運用状況の客観的把握と検証体制の構築

⑥　法第113条第１項に基づく必要措置命令を発出する場合において、過去の法第113条第１項に基づく必要措置命令に従わず、改善に相当の取組を要し、一定期間業務の改善に専念・集中させる必要があると認めるときは、⑤ア～オの措置と併せ、法第113条第２項に基づき一定期間業務の全部又は一部の停止を命じることとする。

|  |
| --- |
| 「不適正事案」とは、  ①森林組合等の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為  ②出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に違反する行為  ③現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）のうち、森林組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの  ④その他森林組合等の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって①～③に掲げる行為に準ずるもの  ⑤常例検査等で発覚した重大事案で、新聞等マスコミにより報道がなされた（予定も含む。）もの  ⑥補助金適正化法、労働基準関係法令その他の法令に違反する行為により、森林組合等が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けたもの  をいう。 |